

1 調査名称：都市計画道路調査検討業務委託

2 調査主体：館山市

3 調査圏域：館山市管内

4 調査期間：令和4年度

5 調査概要：

館山市内の都市計画道路は都市計画決定から50年以上未整備のままとなっている路線も多く残っており、沿道の土地利用状況も変化していることから、都市計画道路網の見直しを行い、整備の必要性を検討したうえで廃止を含む都市計画変更を行っていく必要があるため、交通処理検証を踏まえた調査検討を行う。

I 調査概要

1 調査名称：都市計画道路調査検討業務委託

2 報告書目次

1. 業務概要

- 1－1 業務内容
- 1－2 履行内容
- 1－3 成果品及び履行体制等

2. 過年度成果の精査・修正

- 2－1 過年度成果の精査・修正を実施するための検討フロー
- 2－2 第一段階：検討路線の選定
- 2－3 第二段階：検討路線の評価と点検候補路線・区間の選定
- 2－4 カルテ（様式１、２－１、２－２）の作成

3. 現況交通量配分

- 3－1 交通量推計の算定条件
- 3－2 現況再現

4. 将来交通量配分

- 4－1 将来交通量配分の実施
- 4－2 交通量配分時に用いるOD交通量の比較

5. 点検候補路線・区間の見直し方向の検討

- 5－1 将来交通量の変化
- 5－2 混雑度の状況と変化
- 5－3 見直しの方向性整理

6. 交通量調査

- 6－1 計画準備
- 6－2 交通量調査結果
- 6－3 交通量調査結果を用いた日交通量の推定

7. その他資料

- 7－1 打合せ記録簿・業務計画書・照査報告書
- 7－2 調査計画書、道路使用許可申請書
- 7－3 (都) 八幡高井線の計画平面・縦断図
- 7－4 交通量調査結果一式

3 調査体制

都市計画道路調査検討業務委託

受託者：株式会社ウエスコ関東支社

4 委員会名簿等

委員会等無し

Ⅱ 調査成果

1 調査目的

館山市都市計画マスタープランに定めた都市計画道路の整備・廃止の方針に基づき、都市計画道路の見直しに関する調査検討をすることを目的とする。

2 調査フロー

千葉県都市計画道路見直しガイドラインに基づくステップ

第一段階

検討路線の選定

○すべての都市計画道路を対象として、以下の指標により、検討路線の抽出作業を行う。

- ・指標１：未整備区間の有無、決定後経過年数
- ・指標２：整備の可能性（地形・地物との関係）、
暫定整備、行政境におけるルート・幅員の関係 等

第二段階

検討路線の評価と点検候補路線・区間の選定

○第一段階で選定した検討路線（区間）を対象に、一次評価及び二次評価を行う。

○一次評価として、「路線・区間の必要性（機能）」「機能代替の可能性」「路線・区間の整備に係る制約条件等」について評価を行い、点検候補路線・区間を選定する。

○二次評価として、当該検討路線にかかる地域において考慮すべき事情などの有無について検討し、検討路線の見直しの方向を検討する。

第三段階

点検候補路線・区間の検証と見直し方向の検討

○第二段階で選定した点検候補路線・区間を踏まえた将来幹線道路網を設定し、将来交通量の変化及び混雑度の状況と変化等により検証を行い、点検候補路線・区間を精査し、見直し方向を検討する。

交通量調査
現況交通量配分
将来交通量配分



3 調査圏域図



４ 調査成果

第一段階：検討路線の選定

都市計画道路全 11 路線について、「千葉県都市計画道路見直しガイドライン」に基づき、見直しの検討の対象とする都市計画道路（**検討路線 9 路線**）を選定した。

１）未整備の区間を含む路線

未整備区間を含まない路線としては、「3・4・2 渚線」と「3・3・11 川名真倉線」が該当した。その他 9 路線は未整備区間を含む路線のため、検討対象となった。

２）都市計画決定から 20 年以上経過した路線・区間

全 11 路線は、昭和 19 年～昭和 44 年の間に都市計画決定されており、いずれも 49 年～74 年経過している。よって全ての路線が検討対象となった。

●表 条件 1) 2) に該当する路線の整理

路線名称	都市計画 決定年月日	1) 未整備 区間有無	2) 決定後 経過年数	検討路線の選定 1) 2) とともに該当
3・3・1 館山駅鶴ヶ谷線	S44.3.31	有	49 年	検討路線
3・4・2 渚線	S44.3.31	無	49 年	存続路線
3・4・4 八幡館山線	S44.3.31	有	49 年	検討路線
3・4・5 八幡高井線	S44.3.31	有	49 年	検討路線
3・4・6 北条安布里線	S44.3.31	有	49 年	検討路線
3・5・7 館山港線	S44.3.31	有	49 年	検討路線
3・5・8 八幡北条線	S44.3.31	有	49 年	検討路線
3・5・10 館山宮城線	S28.5.14	有	65 年	検討路線
3・5・13 船形館山線	S28.5.14	有	65 年	検討路線
3・3・11 川名真倉線	S19.12.19	無	74 年	存続路線
3・4・12 青柳大賀線	S19.12.19	有	74 年	検討路線
3・4・3 船形川名線	廃止済			
3・5・9 那古正木線	廃止済			

（１）検討路線の考え方

見直しの検討の対象とする都市計画道路（検討路線）は、当面、見直しの必要性が高い次の２つの条件に該当する路線とする。

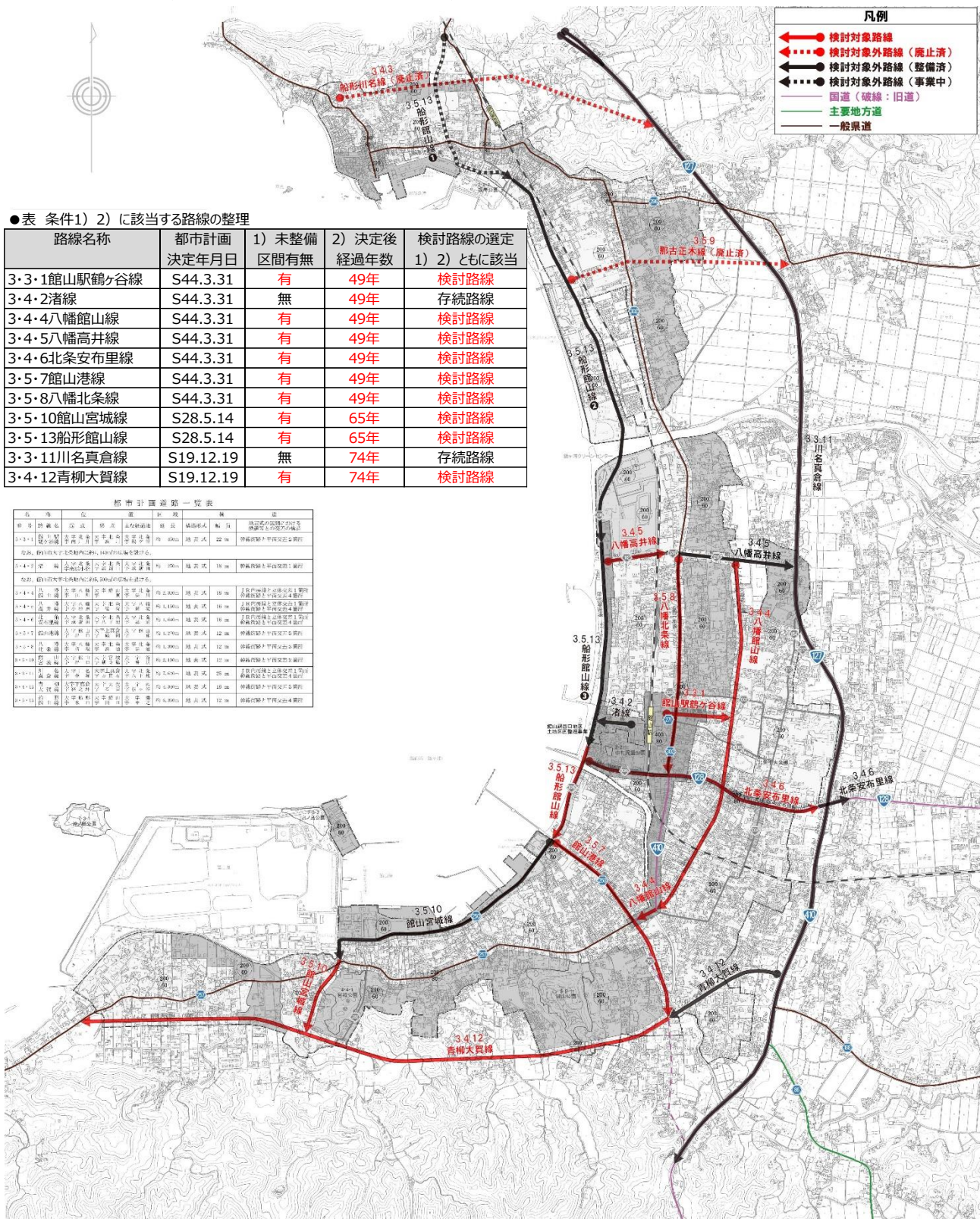
- １）未整備の区間を含む路線（自動車専用道路を除く）
- ２）当初都市計画決定から 20 年以上経過した路線・区間

なお、上記の条件によらず見直し検討が必要と判断される路線・区間は、その根拠を明らかにした上で、検討対象に加えることが望ましいものとする。

●図 検討路線の考え方（千葉県都市計画道路見直しガイドライン）

3) 検討路線の選定結果

前述した1) 及び2) の結果、「3・4・2渚線」と「3・3・11川名真倉線」を除く9路線が検討対象となった。以下に検討対象路線図を示す。



●図 検討路線一覧

第二段階：検討路線の評価と点検候補路線・区間の選定

検討路線として選定した 9 路線について、「千葉県都市計画道路見直しガイドライン」に基づき、第二段階評価（一次評価及び二次評価）を実施した。

1) 評価実施にあたり必要となる評価基準の設定

「千葉県都市計画道路見直しガイドライン」に基づき、検討路線の一次評価及び二次評価を実施した。

なお、「千葉県都市計画道路見直しガイドライン」では、一次評価については定性的視点での評価の考え方は整理されているものの、定量的な評価基準等が設定されていない。

そこで、本業務で新たに評価基準を設定した。

●表 本業務で新たに設定した一次評価の基準

一次評価項目		千葉県都市計画道路見直しガイドライン（H22.3）の内容	本業務で設定した評価基準
a.路線・区間の必要性（機能）の有無	①	上位計画による位置づけの有無	『都市計画マスタープラン（H21）』、『館山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（H28）』どちらかにおいて、整備方針が定められている。
	②	都市間・拠点間の連絡のための機能の有無	市外や館山駅、港、ICへ接続する路線である。
	③	土地利用支援のための機能の有無	①用途地域における未利用地（適正な利用が図られるべき土地であるが長期間利用されていない地）を通過する路線である。 ②都市再生整備計画事業として計画されている路線である（館山駅周辺地区）。
	④	交通処理等のための機能の有無	【自動車】現道が存在する路線については、交通量調査で観測した交通量が、「道路構造令 第3条 2 四 第4種の道路」に整理されている都道府県道及び市町村道第2級の4,000（台/日）以上に該当する路線である。 【歩行者自転車】現道が存在する路線については、交通量調査で観測した歩行者自転車通行量が、一定数存在する路線である。
	⑤	都市防災のための機能の有無	①地域防災計画等において緊急輸送道路の位置付けがある路線である。 ②防災拠点に接続する路線である。
	⑥	公共交通の導入のための機能の有無	現道にバス路線が存在する路線である。
	⑦	都市環境形成のための機能の有無	館山市景観計画（R1.6）において、重点地区、及び中心商業ゾーン（館山駅を中心に市民や観光客が歩いて楽しい魅力ある商業地の景観形成）に位置づけられている区間に存在する路線である。
b.機能代替の可能性の有無の判断	⑧	機能代替可能な現道の有無	①現道あるいは代替可能な並行道路がある場合、2車線以上である。 ②現道あるいは代替可能な並行道路がある場合、発注者から貸与された「歩行通行可能な道路」に該当する。
c.路線・区間の整備に係る制約条件等有無の判断	⑨	地形的な制約条件等有無	路線の必要性は認められても、道路構造と地形条件等に不適合があり、事業の支障となっており、将来的にも事業費や費用対効果の観点からみて事業が著しく困難と見込まれるなど、整備にあたっての地形的な制約条件等有無について判断する。
	⑩	沿道地域の街並み、商店街への影響の有無	・路線の整備（JRとの立体交差）による沿道商業施設への影響がないか。 ・密集市街地であり、道路整備による移転が必要となる居住者が多くなることで、地域活力の減退への影響がないか。
	⑪	現計画の内容と現行の道路構造令との不整合の有無	道路構造令の改正に伴い、検討路線の計画内容で事業実施を行う場合、道路構造令の規定から、歩道等の必要な幅員が確保できず、道路構造令との不整合が生じ、事業実施が困難になる場合がある。そこで、検討路線の計画内容で現行の道路構造令の規定を満足できるかという視点で検討を行い、道路構造令との不整合の有無について判断する。

2) 検討路線の評価結果及び貸与時点評価結果との比較

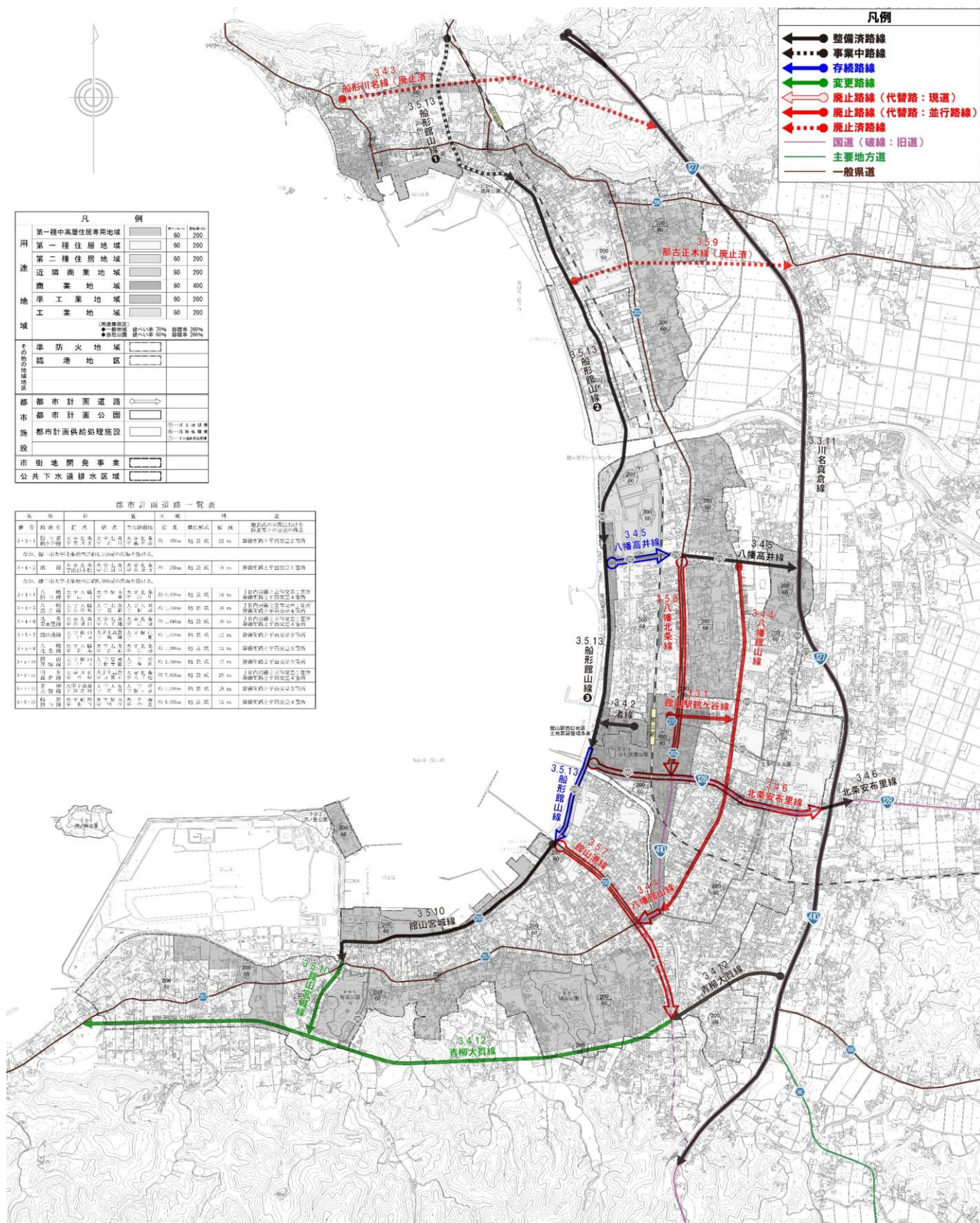
貸与時点の一次・二次評価結果と、前述で整理した評価基準を用いて実施した一次・二次評価結果を以下に示す。なお、「廃止候補」、「変更候補」となった路線が点検候補路線となる。

右図：一次評価の考え方（千葉県都市計画道路見直しガイドライン）より

a. 路線・区間の必要性の有無の判断	b. 機能代替の可能性の有無の判断	c. 路線・区間の整備に係る制約条件等の有無の判断	一次評価
路線・区間の必要性無	—	—	廃止候補
路線・区間の必要性有	機能代替の現道有	—	
	機能代替の現道無	制約条件等有	変更候補
		制約条件等無	存続候補

●表 一次・二次評価結果の比較

千葉県都市計画道路見直し ガイドライン（H22.3）における 評価項目				検討路線に該当する都市計画道路一覧（計9路線）																			
				3・3・1 館山駅鶴ヶ谷線		3・4・4 八幡館山線				3・4・5 八幡高井線		3・4・6 北条安布里線		3・5・7 館山港線		3・5・8 八幡北条線		3・5・10 館山宮城線		3・5・13 船形館山線		3・4・12 青柳大賀線	
				450m		2170m		150m		369m		1480m		1270m		1300m		500m		590m		3576m	
				評価結果	貸与時点	評価結果	貸与時点	評価結果	貸与時点	評価結果	貸与時点	評価結果	貸与時点	評価結果	貸与時点	評価結果	貸与時点	評価結果	貸与時点	評価結果	貸与時点	評価結果	貸与時点
一次 評価	a・路 線・区 間の 必要 性（機 能） の有 無	①	上位計画による位置づけの有無	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×	○	×	○	○	×	○	○	○	
		②	都市間・拠点間の連絡のための機能の有無	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	×	×	○	○	×	○
		③	土地利用支援のための機能の有無	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	×	×	×	○	×	×	○	×	×	×
		④	交通処理等のための機能の有無	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○
		⑤	都市防災のための機能の有無	×	○	×	○	○	×	×	×	○	×	○	×	×	×	○	×	×	×	×	○
		⑥	公共交通の導入のための機能の有無	×	×	×	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×
		⑦	都市環境形成のための機能の有無	△	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×
	①～⑦評価結果			必要性○ 存続候補	必要性○ 存続候補	必要性× 廃止候補	必要性○ 存続候補	必要性○ 存続候補	必要性○ 存続候補	必要性○ 存続候補	必要性○ 存続候補	必要性○ 存続候補	必要性○ 存続候補	必要性○ 存続候補	必要性○ 存続候補	必要性○ 存続候補	必要性○ 存続候補	必要性○ 存続候補	必要性○ 存続候補	必要性○ 存続候補	必要性○ 存続候補	必要性○ 存続候補	
	b の 無 可 能 機 能 判 断 の 代 替	⑧	機能代替可能な現道の有無	○	○	—	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	
		⑧評価結果			代替○ 廃止候補	代替○ 廃止候補	—	代替○ 廃止候補	代替○ 廃止候補	代替○ 廃止候補	代替× 存続候補	代替○ 廃止候補	代替○ 廃止候補	代替○ 廃止候補	代替○ 廃止候補	代替○ 廃止候補	代替○ 廃止候補	代替× 存続候補	代替○ 廃止候補	代替○ 廃止候補	代替○ 廃止候補	代替× 存続候補	代替○ 廃止候補
c 制 約 路 線 条 件 ・ 区 間 の 有 無 の 整 備 判 断 に 係 る	⑨	地形的な制約条件等の有無	—	—	—	—	—	×	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—	×	—		
	⑩	沿道地域の街並み、商店街への影響の有無	—	—	—	—	—	×	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—	×	—		
	⑪	現計画の内容と現行の道路構造令との不整合の有無	—	—	—	—	—	×	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—	×	—		
	⑨～⑪評価結果			—	—	—	—	—	制約× 存続候補	—	—	—	—	—	—	制約× 存続候補	—	—	—	制約× 存続候補	—		
一次評価結果			廃止候補	廃止候補	廃止候補	廃止候補	廃止候補	廃止候補	存続候補	廃止候補	廃止候補	廃止候補	廃止候補	廃止候補	廃止候補	廃止候補	存続候補	廃止候補	廃止候補	廃止候補	廃止候補		
二次 評価	d ・ 他 ・ そ の		—	—			—			東側区間が整備済みであり、連続性の観点からも、整備が必要である。		—		—		—		現計画ルートは、市指定文化財（赤山地下塚）及び戦争史跡（掩体塚）上にある。		前後区間が整備済みであり、連続性の観点からも、整備が必要である。		現計画ルートは、複数の文化財（史跡等）上にある。西岬地区及び館山地区住民からの整備要望が強い。	
最終結果			廃止候補	廃止候補	廃止候補	廃止候補	廃止候補	廃止候補	存続候補	廃止候補	廃止候補	廃止候補	廃止候補	廃止候補	廃止候補	廃止候補	変更候補	変更候補	存続候補	存続候補	変更候補	変更候補	



● 図 第二段階までの評価結果を反映した都市計画道路網図 (本業務評価結果)

第三段階評価結果

前述した「5. 1. 将来交通量の変化」及び「5. 2. 混雑度の状況と変化」より、点検候補路線を見直すことによる、周辺路線・区間への影響は低いと考えられる。

よって、第二段階評価で廃止候補として整理した路線は、第三段階においても「廃止候補」のままとした。

●表 第三段階評価結果一覧

千葉県都市計画道路 見直しガイドライン (H22.3) 評価項目			点検候補路線・区間の見直し方向の検討（廃止候補 計6路線）									
			3・3・1 館山駅 鶴ヶ谷線	3・4・4 八幡 館山線		3・4・5 八幡 高井線	3・4・6 北条 安布里線	3・5・7 館山 港線	3・5・8 八幡 北条線	3・5・10 館山 宮城線	3・5・13 船形 館山線	3・4・12 青柳 大賀線
			450m	2170m	150m	369m	1480m	1270m	1300m	500m	590m	3576m
第二段階(第2章参照)			廃止候補	廃止候補	廃止候補	存続候補	廃止候補	廃止候補	廃止候補	変更候補	存続候補	変更候補
第三段階	交通量	点検候補路線	影響低	影響低	影響低	—	影響低	影響低	影響低	—	—	—
		周辺影響路線	〃	〃	〃	—	〃	〃	〃	—	—	—
	混雑度	点検候補路線	1.0未満	1.0未満	1.0未満	—	1.0未満	1.0未満	1.0未満	—	—	—
		周辺影響路線	〃	〃	〃	—	〃	〃	〃	—	—	—
	①②を踏まえた 影響度合い		影響低	影響低	影響低	—	影響低	影響低	影響低	—	—	—
	最終結果		廃止候補	廃止候補	廃止候補	存続候補	廃止候補	廃止候補	廃止候補	変更候補	存続候補	変更候補

●交通量

点検候補路線を見直した場合、「3. 4. 4 八幡館山線」等が廃止され、約 5, 200 台/日の交通が並行路線（国道 127 号、（一）館山富浦線等）に転換したが、並行路線は幹線道路、補助幹線道路が整備されているため、一番多く交通が転換した国道 127 号でも、転換交通量は 1, 900 台/日程度であった。

その他の点検候補路線については、現道が存する区間となるため、交通量の大きな転換はないと想定される。

よって、点検候補路線の見直しによる、周辺路線・区間への影響は低いと考えられる。

●混雑度

点検候補路線を「見直した場合」と「見直さない場合」どちらにおいても、混雑度は 1. 0 未満のランクとなった。

点検候補路線を「見直した場合」に対して、「見直さない場合」の方が、道路ネットワークが充実し混雑度も低下するが、その影響はわずかである。

よって、点検候補路線の見直しによる、周辺路線・区間への影響は低いと考えられる。

最終的な見直しの方向性

第一段階、第二段階、第三段階の評価結果を以下に示す。

最終的な廃止候補路線は、計 6 路線である。

●表 最終的な見直しの方向性一覧（第一段階～第三段階）

千葉県都市計画道路 見直しガイドライン (H22.3) 評価項目			最終的な見直し方向性											
			3・3・1 館山駅 鶴ヶ谷線	3.4.2 渚線	3・4・4 八幡 館山線		3・4・5 八幡 高井線	3・4・6 北条 安布里線	3・5・7 館山 港線	3・5・8 八幡 北条線	3・5・10 館山 宮城線	3・5・13 船形 館山線	3・3・11 川名 真倉線	3・4・12 青柳 大賀線
			450m	250m	2170m	150m	369m	1480m	1270m	1300m	500m	590m	7620m	3576m
第一段階(第2章参照)			検討	存続	検討	検討	検討	検討	検討	検討	検討	検討	存続	検討
第二段階 (第2章参照)	一次評価	必要性	必要性○	－	必要性×	必要性○	必要性○	必要性○	必要性○	必要性○	必要性○	必要性○	－	必要性○
		代替	代替○	－	－	代替○	代替×	代替○	代替○	代替○	代替×	代替○	－	代替×
		最終	廃止候補	－	廃止候補	廃止候補	存続候補	廃止候補	廃止候補	廃止候補	存続候補	廃止候補	－	存続候補
	二次評価		廃止候補	－	廃止候補	廃止候補	存続候補	廃止候補	廃止候補	廃止候補	変更候補	存続候補	－	変更候補
第三段階(第5章参照)			廃止候補	－	廃止候補	廃止候補	－	廃止候補	廃止候補	廃止候補	－	－	－	－
最終的な見直し方向性			廃止候補	－	廃止候補	廃止候補	存続候補	廃止候補	廃止候補	廃止候補	変更候補	存続候補	－	変更候補